

本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。

本大統領令はウズベキスタン共和国法律データベース(<https://www.lex.uz/ru/>)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

O'ZBEKISTON RESPUBLIKASI PREZIDENTINING

FARMONI

2022年 1 月 28 日

第UP-60号

2022年から2026年にかけての新しいウズベキスタンの発展戦略について

「2017年から2021年にかけてのウズベキスタン共和国発展の五つの優先的方針に関する行動戦略」の一環として、当該期間中に、国家および社会のあらゆる領域の抜本的な改革を目的とするおよそ300の法律と4,000を超えるウズベキスタン共和国大統領決定が採択された。

これとやらんで、人権の保証、国家機関の答責性および公開性の強化、ならびに市民社会の諸制度、マスメディアの役割強化、国民および市民団体の政治活動の増進にかかわる体系的な作業が実施された。

国民経済の改革に関しては、対外貿易、税制および金融にかかわる政策の自由化、事業活動への支援および私有財産不可侵の保証、農産物高度加工体制の整備、ならびに各地域の加速的発展の実現にかかわる実効性ある施策が実行された。

国民に対する社会保障の強化および貧困の削減は国家政策の優先的方針と位置付けられ、国民に対する新たな職場および収入源の保証、高度な医療サービスおよび教育サービス、ならびにしかるべき生活条件の確保といった事項が、質的に新しいレベルに引き上げられた。

この5年間の改革の結果として、国内には、新しいウズベキスタンの建設に必要とされる政治的、法的、社会経済的、科学的、教育的基盤が創出された。

国民の福利のさらなる向上、経済諸部門の変革、事業活動の加速的発展、人間の権利および利益の無条件の保証、ならびに活発な市民社会の形成といった方向をめざす改革の優先的方針を、今後数年間、「人間の名誉および尊厳のために」との原則にもとづいて決定し、あわせて複雑な世界的プロセスと我が国が過去にたどった発展段階の結果を深く分析することを目的として：

1. 「行動戦略から発展戦略へ」という原則にもとづく幅広い国民的討議の結果にしたがって作成された「2022年から2026年にかけての新しいウズベキスタンの発展戦略」（以下、「発展戦略」）および「『人間の利益の保証とマハリヤ（地区共同体）の発展の年』における発展戦略の実施に関する国家プログラム」（以下、「国家プログラム」）を、附属書No. 1 およびNo. 2 のとおり承認する。ここには以下の七つの優先的方針が含まれる：

人間の名誉と尊厳を高め、自由な市民社会をさらに発展させることによって、人道的な国家を建設する；

公正さおよび法の支配という原則を国の発展の根本的にして不可欠な条件とする；

国民経済を加速的に発展させ、高い成長率を確保する；

公正な社会政策を実施し、人的資本を開発する；

精神的な成長を確保し、この領域を新たなレベルに引き上げる；

グローバルな諸問題に対して国益にもとづいたアプローチをとる；

国の安全保障および防衛力を強化し、開放的、プラグマティックかつ積極的な外交政策を展開する。

2. 「発展戦略」に定める人間の利益の確保をめざす社会保障政策の課題の一環として、以下を行う：

a) 2026年までに、国民のうちの困窮層に対して社会的給付および物質的支援を完全に普及させる。

財務省（T.イシメトフ）は、経済発展・貧困削減省（S.ホルフジャエフ）、マハリヤ・家庭支援省（R.ママトフ）、雇用・労働関係省（N.フサノフ）とともに、**3カ月以内に**、国民に対する社会保障に関する国家戦略の草案を政府に提出する。当該草案では以下を定める：

社会保障にかかわる統一的な国家政策の実施；

社会保険基金などの社会保険制度の整備；

社会契約にもとづく低所得世帯向けの社会支援およびサービスの提供；

「統一社会保障登録簿」に「鉄の手帳」、「青少年手帳」および「女性手帳」を統合することなどにより、支援を必要とする女性、青少年および障害者の個別のデータベースを「統一社会保障登録簿」情報システム内に別途、構築する；

b) カラカルパクスタン共和国およびホレズム州において、1～4年生学童を対象として国費による**無料給食制度（朝食または昼食）**を確立する。

国民教育省（B.サイドフ）は、保健省（B.ムサエフ）、財務省（T.イシメトフ）、カラカルパクスタン共和国閣僚会議およびホレズム州ホキミヤト（自治体）とともに、**2カ月以内に**、1～4年生学童を対象とする無料給食を2022年4月1日より実施するための決定の草案を閣僚会議に提出する。

その際、当該草案において、割り当てられた資金の用途に対する社会的監督および汚職要因防止のための具体的なメカニズムを定める；

c) **2023年1月1日より**、年金の計算に用いる賃金の上限を、現行の年金計算基本額の10倍から12倍に引き上げる。

財務省（T.イシメトフ）は、**3カ月以内に**、ウズベキスタン共和国の法律「国民に対する国家年金支給について」に次に掲げる改正事項を盛り込むための法案を提出する：

女性に対する年金の計算にあたって勤続年数に算入すべき育児休業期間の合計を現行の3年から6年に引き上げる；

年金の計算にあたって勤続年数に算入すべき障害児養育期間を現行の幼少期限定から子どもが18歳になるまでに引き上げる。

3. 「アクティブな」マハリヤ・モデルの導入、ならびに住民が抱える**問題の直接的な解決**および地域の発展に必要とされるリソースおよび機会の提供を目的として、**2022年に以下を行う**：

事業活動の発展、住民の雇用確保および貧困削減の問題を担当する地区（都市）**ホキム（首長）補佐官**、および**青少年リーダー**という、マハリヤに導入された新たな制度が効果的に活動することができるようにする；

自らの方向性にもとづいて**問題点を解明し、あらゆるレベルの指導者が**マハリヤに直接出向いてその**解決策を探索**するための手順を導入するとともに、マハリヤの現状をもって省庁およびホキミヤト（自治体）

の活動を評価する主要基準とする；

ウズベキスタン共和国大統領人民連絡事務所との効果的な連携の関係を構築することを含め、国家機関に対する申立ておよびその長との間の対話のシステムを整備し、さらにマハリヤにおける直接的な国家サービスおよび社会サービスの提供を通じて、国民の間におけるマハリヤの権威を高める；

マハリヤにおける社会経済問題を解決するための市民自治機関の権限の見直しを行い、当該組織の財政的能力を拡大する；

マハリヤ住民の「成長点」と事業活動における専門性に立脚して、マハリヤに居住し活動する人々に対する国家支援システムの有効性を高める；

官民パートナーシップにもとづいて、マハリヤの敷地内にスポーツ・文化施設、クリエイティブ・クラブ、雇用促進センター、研修センター、事業体といったインフラを構築するための措置を講じる；

マハリヤ議長が地方ケンガシ（議会）で必ず検討すべき問題を提出するため効果的なメカニズムの導入を含め、マハリヤと地域の代表機関との間の定常的連携のための法的基盤を整備する；

マハリヤ議長に対する不信任案を市民が提出する制度を導入する。

マハリヤ・家庭支援省（R.ママトフ）は、経済発展・貧困削減省（M.ウバイドゥラエフ）およびその他の関係各省庁とともに、**3カ月以内に**、マハリヤの活動の改善を目的とする施策プログラムおよび法律「市民自治機関について」の改正案を、マハリヤシステムでの長年の実務経験を持つ人々を含む公衆の参加のもとで作成し、閣僚会議に提出する。

4. 「発展戦略」が定める**教育の質の向上のための課題の一環として**、2022年に以下を行う：

a) 国営ではない就学前教育機関および学校に子弟を通わせている保護者に対し、**4月1日より、月額最高300万スムの所得税納付免除**を行う。

財務省（T.イシメトフ）は、国家税務委員会（Sh.クドビエフ）とともに、**2カ月以内に**、税法典およびその他の法令に対する相応の改正事項を定めた法規文書の草案を閣僚会議に提出する；

b) 中等教育制度を現代の要求事項に適合させることを目的として、以下を行う：

国家予算から**6,050億**スムを割り当てて、中等普通教育機関用**教科書の改訂**プログラムを実施する；

学校の収容定員を新たに**14万1,000人分**増やし、**2026年末までに総定員数640万人**とする；

国民教育省（B.サイドフ）は、財務省（T.イシメトフ）、雇用・労働関係省（N.クサノフ）およびその他の関係各省庁とともに、学校の新規受入れ定数を増やし、職業訓練を実施するための施策を定期的に行う。

5. 「発展戦略」に定める**国民の健康確保のための課題の一環として**、2022年に以下を行う：

a) ファミリー向け**診療所105カ所**およびファミリー向け**医院31カ所**を設置し、「歩いて行ける距離」という原則にもとづいた地域におけるプライマリー医療サービスを整備する。

保健省（B.ムサエフ）は、カラカルパクスタン共和国閣僚会議ならびに各州およびタシケント市ホキミヤト（自治体）とともに、**2022年末までに**、各地域におけるしかるべき建設作業を完了させるための実務的な措置を講じる；

b) 保健省（B.ムサエフ）は、財務省（T.イシメトフ）とともに、**2カ月以内に**、国費治療を受けることのできる民間医療機関に電子情報システムを用いて患者を紹介する方法によって優遇カテゴリーに属する人々に無償医療サービスを提供するメカニズムを導入する。

6. 国民教育省（B.サイドフ）および保健省（B.ムサエフ）は、財務省（T.イシメトフ）、大統領教育機

関局および教育の質国家監督局とともに、**2022年7月1日までに**、以下を定めた決定の草案を閣僚会議に提出する：

2022年に、有能な教師および医師の給与を能力カテゴリーに応じた差異化手法によって引き上げる；

国際的専門家の関与のもとで教師および医師に対する能力カテゴリー付与の手順を抜本的に見直せるようにするとともに、資格評価手法にもとづく公正で透明性の高い制度を導入する。

7. 「発展戦略」に定める**国民経済の加速的発展と高い成長率の確保**のための課題の一環として、以下を行う：

a) 年間インフレ率を2022年9%、2023年5%まで、さらに**財政赤字**を3%まで引き下げ、さらにその後インフレ率と財政赤字がこの数値を上回らないための施策を実行する。

その際、**2026年末までに**、銀行資産に占める民間セクターの比率を60%まで引き上げて、国家が資本参加する**商業銀行の変革**のプロセスを完遂する。

閣僚会議 (D.クチカロフ) は、中央銀行 (M.ヌルムラトフ) とともに、**定常的に**、高い経済成長率の維持およびマクロ経済の安定性確保のための実務的施策を実行する。

b) **2023年より**、付加価値税率を12%に、銀行・金融・通信などの事業分野の**利潤税率**を15%に引き下げる。

財務省 (T.イシメトフ) は、国家税務委員会 (Sh.クドビエフ) とともに、**2022年9月1日までに**、ウズベキスタン共和国税法典の変更および増補を定めた法案を閣僚会議に提出する。

c) **2026年までに**、経済のエネルギー効率を20%向上させ、あらゆる分野において「**グリーンエコノミー**」テクノロジーを積極的に導入することによって、大気中への有害ガス排出量を**20%削減**するための措置を講じる。

これらの指標を達成するために、次に掲げる文書の草案を閣僚会議に提出する：

エネルギー省 (A.スルタノフ) および建設省 (B.ザキロフ) — **2022年3月1日までに**、再生可能エネルギーの利用拡大および支援、ならびに社会・商業・行政・生活用の建物及び構築物のエネルギー効率向上のためのプログラム；

経済発展・貧困削減省 (B.アブドゥナザロフ) およびエネルギー省 (A.スルタノフ) — **2022年6月1日までに**、「グリーンエコノミー」への移行および産業の各分野における損失削減のための省エネルギー効果達成のためのプログラム、ならびに電気自動車の製造および利用に対するインセンティブシステムの構築にかかわる決定。

8. カラカルパクスタン共和国ムイナク地区向け特別税率設定の経験にもとづいて、「困難な」条件下にある地域における事業活動の発展のために追加的な利便性を創出する作業を継続する。

財務省 (T.イシメトフ) は、国家税務委員会 (Sh.クドビエフ) とともに、**2022年10月1日までに**、「困難な」条件下にある地域において、2025年1月1日まで新しい事業主体に対する売上税率を**1%**、法人土地税率および法人資産税率を課税対象額の**1%**とする制度を導入するための法案を閣僚会議に提出する。

9. 2022年より、**各事業分野におけるすべての義務的要求事項を統一電子登録簿に段階的に記載**する手順を導入するとともに、重複していたり、今日性を喪失したりした義務的要求事項の見直しを行い、**2025年7月1日までに**、**当該の統一登録簿の運用を全面的に開始**する。

法務省 (R.ダヴレトフ) は、企業体の権利および合法的利益保護全権代表 (D.カシモフ) ならびに商工会議所 (A.イクラムフ) とともに、**3カ月以内に**、各事業分野における義務的要求事項の一覧作成を行うとともに、それらの見直しおよびそれらの各分野の統一登録簿への記載、ならびに**当該登録簿の2025年より前ま**

での**完全な構築**にかかわる提案をウズベキスタン共和国大統領府に提出する。

10. 2022年4月1日までに、事業主体の専門性および**遠隔（オンライン）で事業を行う可能性**の有無にもとづいて、ライセンスおよびその他の許可文書の取得手続きを簡略化する。その際、以下を考慮する：

特定の種類の事業に対する専門的**要求事項のみ**を定めることによって、建物および建築物、部屋、備品、技術的手段およびその他の設備に対する**要求事項を廃止**する；

各事業分野の必要性にもとづいて**専門家を選択する権利を認める**ことによって、正規要員に必ず含まれていなければならない職員に対する**要求事項の見直し**を行う；

自動車を使用する場合を含め、特定の事業を出張方式によって行うことができるようにする；

国外におけるサービス提供に関連して外国から受けた注文については、国内の基準および**要求事項を適用しない**；

「リンクオペレーター」として遠隔サービスの提供に専門的に従事する事業主体（アグリゲーター）向けの**特別条件を定める**ことによって、一部のライセンスおよびその他の許可文書の取得に対する**要求事項を廃止**する。

法務省（R.ダヴレトフ）は、情報技術・通信発展省（Sh.シェルマトフ）およびその他の関係各省庁とともに、**2カ月以内に**、本項の定めにもとづくライセンスおよび許可文書に関する**要求事項の見直し**を行うことを保障する。

11. 経済に対する国家の関与を減らし、**民間セクター向けに幅広い機会を創出**することを目的として、国家が資本参加する企業の**独占権の廃止**およびそれらの企業の**民営化**という方法によって、次に掲げるものを含む**25種類以上の事業における独占状態を解消**する：

2022年に — 認証サービスなど、**14種類**の事業；

2023～2025年に — 石油製品貯蔵サービス、鉄道輸送における追加サービス、空港および駅複合施設の運営、鉄道貨物発送サービスなど、**11種類**の事業。

12. 「発展戦略」に定める**地域の総合的な社会経済発展のための課題の一環である地域関連業務の新たな手順**を定め、それにしたがって以下を行う：

毎年、地域ごとに**発展プログラムを策定**し、2022～2026年にかけての地域の**統合的な社会経済開発のためのプログラム**にもとづいて、**すべての地区および都市における問題点および可能性**の詳細な調査を行う：

四半期ごとに、**地域社会経済発展プログラム**に定める課題の履行状況につき、カラカルパクスタン共和国閣僚会議議長ならびに各州およびタシケント市ホキム（首長）が人民代議員ケンガシ（議会）に対して報告を行い、さらに副首相および各省庁の長がオリー・マジリス（共和国議会）の両院に対して報告を行う；

すべての地域の要請および地方の指導者の提案を考慮に入れつつ、**公衆の参加のもとに行われる幅広い討議を経て**、社会経済分野の改革および優先部門の発展を目的とする**重要プロジェクト**を採択する。

閣僚会議は、**1カ月以内に**、2022～2026年にかけてのウズベキスタン共和国各地域の**総合的な社会経済開発プログラム**を承認する。

13. 「人間のための国家」という原則にもとづく**地域の課題の解決に対する国家管理機関の責任**を強化するとともに、それらの機関の活動における**戦略的方向性立案のための新たなシステム**を構築することを目的として、以下を行う：

マハリヤにおける事業活動の発展、住民の雇用確保および**貧困削減の問題**を担当する地区（都市）**ホキム（首長）補佐官**および**青少年リーダー**が、当該問題の**不断の調査および分析の結果**にもとづいてマハリヤ

発展の「ロードマップ」を作成するという慣行を確立する；

公衆の参加のもとに行うものを含め、すべてのレベルの国家管理機関の年次作業計画を策定し、その実施状況を定期的に公開するという慣行を導入する；

国家機関に対する申立て、社会争議および公開討論の結果の分析にもとづいて、各地域（地区、都市、村、マハリヤ）別の国家機関の活動プログラムを策定し、公開する；

国家管理機関が下した決定の実施プロセスを、マスメディアへの定期的な掲載を含めて、公衆側がモニタリングするシステムを構築する；

各産業および各地域において採択されたプログラムの実施状況につき、指導者たちが報告を行うシステムを確立する。

閣僚会議は、関係各省庁とともに、**4カ月以内に**、本項が定める各システムの効果的な運営に関する決定の草案を提出する。

14. 国家サービス提供の網羅性および迅速性の向上、ならびにその提供にあたってすべての階層の国民の利益を考慮するため、**2022年に以下**を行う。

市民からの申請を待つことなく、市民に対する文書の発行および交換、ならびに相互に関連する国家サービスの提供を行う慣行を導入する；

「**市民デジタルパスポート**」プロジェクトを実施することによって、出生証明書、運転免許証、資格証明書、学位証書など、特定の事実を立証する文書の提出を国民に請求する慣行を廃止する；

高齢者および障害者に対する国家サービス提供システムを簡略化し、当該システムに現代的技術を導入することによってこれらの人々のための利便性をさらに向上させる。

法務省（R.ダヴレトフ）および情報技術・通信発展省（Sh.シェルマトフ）は、**2022年10月1日までに**、住民の国家サービスへのアクセスのさらなる向上、行列の削減、デジタル化および国家サービスの民間セクターへの移管のための措置を定めた決定の草案を閣僚委員会に提出する。

15. 「発展戦略」に定める**公正さおよび法の支配の保障**のための課題の一環として、**2022年に以下**を行う：

刑事事件のみならず民事事件および行政事件においても、社会的保護を必要とする市民に国費によって**無償の法務支援**を提供するための手順を導入する；

ある公務員が行った決定および作為（不作為）が適法であることを行政裁判所において立証することを当該者に義務付ける手順が厳格に遵守されるようにする；

移動の自由が制限されている者の統一電子オンライン登録簿の管理体制を確立する。

16. 刑期を終えて出所する市民が社会の中でしかるべき居場所を得るための実務的支援を目的として、「**プライマリー社会的・物的支援パッケージ**」を提供する制度を導入する。

上記制度の一環として、刑期を終了したのち、事業活動、建築、手工業などの分野において自らの具体的な進路計画を提出しており、独立の事業を開始する意思を有している市民に対して一時金を支給する慣行を盛り込む。

内務省（P.ボボジョノフ）、財務省（T.イシメトフ）、雇用・労働関係省（N.フサノフ）は、「**プライマリー社会的・物的支援パッケージ**」提供制度の始動を定めた決定の草案を**3カ月以内に**閣僚会議に提出する。

17. 内務省（P.ボボジョノフ）および運輸省（I.マフカモフ）は、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、

各州およびタシケント市ホキミヤト（議会）とともに、先進諸国の経験を踏まえて道路インフラを改善し、交通安全のための条件整備を行うことによって交通事故の件数および死亡者数を削減するためのプログラムの草案を**3カ月以内**に閣僚会議に提出する。

その際には、道路インフラを国際基準に適合させること、交通管制システムの完全デジタル化、すべての道路交通参加者による安全な交通のための適切な条件の整備、当該分野の活動に対する公衆の広範な参加の確保、および情報ポータルサイト「**オープンな予算**」によって提供される資金の当該分野における有効活用に、特段の注意を払う。

18. 2022年から2026年にかけての新しいウズベキスタンの発展戦略の実施に関する共和国委員会（以下、「共和国委員会」）およびその作業部会の構成、附属書No. 3およびNo. 4のとおり承認する。

共和国委員会および作業部会に対して、「発展戦略」に含まれる施策を完全に、遅滞なく、かつ高い質をもって手配し、かつモニタリングする任務、ならびに2023～2026年にかけての当該戦略の実施に関するおのこの年次「国家プログラム」草案の作成を調整する任務を課す。

19. 以下を定める：

「発展戦略」を遅滞なく効果的に実施することは、すべての国家機関およびそれらの機関の公務員の優先的課題である。

「発展戦略」は五つの段階に分けて実施され、我が国において各年度に与えられた名称にもとづいて、年度ごとに「国家プログラム」を採択することを想定している。

20. オリー・マジリスに附属する、非政府非営利組織およびその他の市民社会諸制度に対する支援社会基金、全国人権センター、労働組合連合、ならびに「発展戦略センター」設立発起人たちが行った、「発展戦略センター」を国際的基準にのっとった研究・シンクタンクに改組**して、これに以下の追加的任務を課するというイニシアチブを支持する：**

官僚主義的障害、法制度の不整合、機能していない法的メカニズム、時代遅れの規則など、相応の各分野において発見された体系的問題点を整理する；

提起された体系的問題点および「発展戦略」が定めている課題にもとづいて、しかるべき国家機関の代表者たちとの会合および対話を手配する；

実業家、研究者、専門家コミュニティおよび公衆の代表者とともに、体系的問題点について討議し、その解決のための具体的な提案を行う；

それぞれの分野におけるテーマ別の世論調査を実施し、その結果にもとづいた科学研究を行う。

閣僚会議は、**2カ月以内**に、諸外国のベストプラクティスにもとづいて「発展戦略センター」の活動体制を整備し、改革の実施プロセスに公衆が参加する「**科学的プラットフォーム**」を構築するための措置を講じる。

21. 国内外のコミュニティを「発展戦略」実施プロセスに幅広く関与させることを目的とし、「ユクサリシ（発展）」全国運動および「ヴァタンドシラル（同胞）」基金の、以下を盛り込んだ提言を支持する：

「発展戦略」および「国家プログラム」に定める目標の達成度を評価するために、「ユクサリシ」全国運動に附属して**独立モニタリングおよび評価社会グループ**を、市民社会諸制度の代表者を構成員として設置し、同グループが年次パラレルレポートを作成する；

各地域において、非政府非営利組織、マスメディア、専門家およびマハリヤ活動家の代表からなる**発展戦略支援社会グループ**を組織し、定期的に公聴会を開催する；

市民から提起されたイニシアチブをとりまとめ、市民社会諸機関の参加を得て**社会プロジェクト**を推進する。

22. 「発展戦略センター」は、「発展戦略」および「国家プログラム」に定める課題の実施状況に関する分析資料および情報資料を、インターネットおよびマスメディアにおいて公開するための措置を講じる。

23. 「開発戦略センター」と「ユクサリシ」全国運動は、情報技術・通信発展省とともに、**1カ月以内に**、「発展戦略」および「国家プログラム」の**実施状況を各地域で国民に伝達するためのオンラインポータルサイト**を開設する。

その際、施策の実行に関して寄せられた意見、提案、異論をとりまとめ、提示されたイニシアチブを毎月共和国委員会に提出する。

24. 閣僚会議は、以下を保障する：

定常的に — 「発展戦略」、「国家プログラム」および地域社会経済発展プログラムに定める施策を遅滞なく、高い質をもって実行する体制を構築する；

四半期ごとに — 「発展戦略」、「国家プログラム」、地域社会経済発展プログラムの実施状況を全面的に検討し、発見された問題を解決し、不備を是正するとともに、そのような問題および不備を看過した公務員の懲戒責任を問うための措置を講じる。

次年度以降の「発展戦略」戦略を実施するために、年次「国家プログラム」草案を作成する。

25. 法務省は、会計検査院、「開発戦略センター」、「ユクサリシ」全国運動とともに、以下を行う：

「発展戦略」および「国家プログラム」を体系的にモニタリングし、遅滞なく、高い質をもってそれらを実施するための追加的措置にかかわる提言の策定を保障；

「発展戦略」および「国家プログラム」が定める法規文書の草案を、高い質をもって遅滞なく作成し、それについての合意を形成し、公開討論に向けて提示するための実務的支援を提供する；

「発展戦略」および「国家プログラム」の実施結果に関する情報分析的概観の作成、その公開および外国語による周知を保障する；

毎月、モニタリング結果に関する情報を共和国委員会に提出する。

26. 情報・マスメディア庁 (A.ホジャエフ)、ウズベキスタン国営テレビ・ラジオ会社 (A.ホジャエフ)、およびウズベキスタン国営通信社 (A.クチモフ) は、マスメディアとともに、**定期的**に、以下を保障する：

「発展戦略」および「国家プログラム」の目標および課題を、ワールドワイド情報ネットワークインターネットおよびソーシャルネットワークシステムを含むマスメディアにおいて広く解説するとともに、その本質および意義を公衆に伝達する；

「発展戦略」および「国家プログラム」の一環として実施されている措置の進捗状況および結果についての客観的で十全な情報を迅速に国民に伝達する。

27. **カラカルパクスタン共和国の各省庁の長および閣僚会議議長、ならびに各州およびタシケント市ホキム (首長)** を、効果的な本令履行体制作りに対して責任を負う者と定める。

本令の履行状況を毎月協議し、本令の実施に責任を負う諸組織の活動を監視、調整する任務を、**共和国委員会**に課す。

講じられた措置について**四半期ごとに**ウズベキスタン共和国大統領に報告する。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジヨエフ

タシケント市

附属書No. 2 はウズベク語による。

2022年から2026年にかけての新しいウズベキスタンの発展戦略

I. 人間の名誉と尊厳を高め、自由な市民社会をさらに発展させることによって、人道的な国家を建設する

目標1：マハリヤ制度の活動の効果を向上させ、同制度を社会管理・監督における基本機構とすること。

地域の社会・経済的問題を現地で直に解決することを目的としたマハリヤの権力の拡大およびその財政的独立性の強化。

マハリヤの活動への市民の参加および国家機関とマハリヤとの直接的対話の確保、マハリヤにおける住民対応プロセスのデジタル化。

あらゆる国家機関に対するマハリヤからの照会システムの構築、マハリヤにおける国家サービスおよび社会サービスの直接的な提供。

マハリヤの「成長ポイント」の見極めとマハリヤに居住する住民の企業活動における専門性を考慮したうえで国家支援システムの強化。

マハリヤレベルでの業務に必要な高技能人材の目的別養成、マハリヤのすべての議長および行政府の長（ホキム）の補佐官における、管理の基本、雇用問題、銀行・金融分野問題、家庭菜園・土地耕作問題、畜産・養鶏問題に関するスキルの養成。

企業活動の発展、住民の雇用の確保、貧困削減といった問題に関する地区（都市）ホキム補佐官制度の効果的な業務体制の整備。

目標2：人民代議員議会（ケンガシ）を地域が抱える問題の解決のための基本的機構とすること。

ケンガシにおける常設議員団の設置とその権限の拡大による、行政機関の業務に対する現場での監督の強化。

マハリヤの問題の解決におけるケンガシの役割の拡大、ならびに地域の社会・経済的發展や住民の生活水準の向上、および地方予算に対する監督体制の構築とその実現におけるケンガシの責任の強化。

マハリヤと地方代表機関、ケンガシとオリー・マジリス上院、ホキミヤト（自治体）と省庁およびその地方下部組織との協力の強化。

地方のケンガシ事務局の業務のさらなる強化を目的とした施策の実施。

目標3：地方における国家権力機関活動制度基盤を現代的要件に適合させること。

地方の問題の解決におけるホキミヤトの財政能力のさらなる拡大、各々に委ねられた任務の遂行と費用支出にかかわる公衆への報告義務の拡大。

ホキム選挙制の導入のための法的基盤の構築を含む、民主主義的原則を基盤とした地方行政機関の構築。

地方行政機関の人員数・構成を現地の国家権力機関が決定する体制の段階的拡大、地域における任務の遂

行にかかわる「権限リスト」の作成。

地方管理業務への情報技術の幅広い導入、輸送、インフラ、社会分野などの**40超**の分野に関するデータを反映する地域分析ジオポータルの立ち上げ。

目標4：「市民奉仕志向」の原則にもとづく国家管理機関の業務の変革。

省庁の創設および解体にかかわる具体的規定、省庁の境界設定基準、現行の国家管理システムの見直しを盛り込んだ法的機構の立案。

国家管理機関の人員増員に対する制限、ならびに人的・物的資源の合理的利用にかかわる具体的基準の設定手順の制定。

国家管理機関の業務に対する国家監督遂行時における利益相反の余地の排除、当該プロセスへの公衆の広範な参加促進。

「国民奉仕のための国家」という原則にもとづいた、省庁のあらゆる活動方針の市民奉仕志向への方向付け。

目標5：コンパクトで専門的かつ公正であり、さらには高度なパフォーマンスの達成に寄与する国家管理システムの導入。

組織的・法的問題を独力で解決するために省庁首脳部に必要となる諸条件の整備、採択された決定の、省庁による効果的な履行の保障。

地域的問題の解決における国家管理機関の責任の強化、同機関の戦略方針の計画立案を目的とした新たなシステムの構築。

省庁における文書管理・行政プロセスの品質の向上。

目標6：国家管理システムにおける運営機関の削減、および業務プロセスの最適化。

民間セクターに移管する国家機能の数の3倍への増大、官民パートナーシップの強化、デジタル技術の幅広い導入。

国家管理の分権にかかわる作業の加速、国家機関の活動の公開性の確保。

地域の発展にかかわる課題の解決における、あらゆるレベルの国家管理機関の地方下部組織の効果的な業務体制の整備。

目標7：国内改革の一貫した継続におけるオリー・マジリス両院および政党の役割のさらなる拡大。

国家権力システムにおけるオリー・マジリス両院の役割の強化、内外政策にかかわる重大な課題の解決におけるその権限の拡大。

あらゆる分野における現状の全面的調査と既存の問題の解決にかかわる有効な施策の立案におけるオリー・マジリス両院および政党の役割のさらなる強化、採択済みの法律の実地における無条件かつ完全な履行の確保への議会の参加。

法律制定および現行の議会監督機構の効果的観点からの見直し、ならびに当該プロセスへの市民参加による、国家管理における公衆のイニシアチブの向上。

国家予算の承認とその執行に対する監督の枠組みにおける責任機関に対する具体的な戦略的課題の議会における決定、その成果に関する照会送付体制の導入。

オリー・マジリス両院における、遠隔によるものを含む地域との直接的な協力体制の幅広い導入、しかるべき地域において選出された両院議員の、地域の発展および投資プロジェクトの審査への参加の強化。

「電子議会」の枠組みにおける代議員と有権者および上院議員と地域市民とのつながりの確保、これらの者の間における直接的対話や、有権者が関心を寄せている問題の審議と解決にかかわるプロセスのデジタル化。

立法議会の管理システムの効率の向上、外国のベスト・プラクティスを基盤とした議会選挙のさらなる改善。

目標8：規範制定プロセスの近代化、法令の無条件執行の保障。

法律制定プロセスにおける市民団体との協議体制の改善。

社会関係に対する法規制の安定性、品質、効率の確保を目的とした「スマート規制」モデルの諸要素適用の一環としての、法規の規制作用の評価の発展および拡大。

法制度の競争力向上および新たな経済推進要素の動員の一環としての、最新鋭の技術およびデジタル事業に対する要件の見直し。

各部門における「規制負荷」低減の一環としての法令の削減、国家機関の業務を規制する法規文書の体系化。

ウズベキスタン共和国の法令発展コンセプトの立案。

官庁別法規文書の採択にかかわる権限を有する国家機関の削減、当該文書の数の最適化業務の継続。

目標9：「電子政府」システムの発展、電子国家サービスの割合の100%への引き上げ、官僚主義の排除。

モバイルアプリによる国家サービス提供の拡大。

国家サービス提供におけるモバイルID認証システムの導入。

「電子政府」システムの官庁間統合プラットフォームを活用した国家機関と民間商業組織との間におけるデータ交換の確立による官僚主義的プロセスの縮小。

個人情報保護を保障する許可・通知交付システムの導入。

特定の事実に関する急を要する証明文書の市民に対する交付・交換体制の確立、市民からの申請を必要としない総合的国家サービスの市民への提示。

高齢者および障害者に対する国家サービス提供の簡素化、彼らに必要な利便性の創出。

「デジタル機関」プロジェクトの一環としての、国家機関における事務処理のデジタル化による行政手続きの最適化、管理プロセスの自動化。

「市民デジタルパスポート」プロジェクトの導入による、特定の事実に関する証明文書の提出を国民に要求する制度の廃止。

在外ウズベキスタン市民に対する国家サービス提供体制の拡充。

国家サービスのデジタル化、その20%の民間部門への移管。

目標10：現代的基準を基盤とした国家公務システムの構築。

国家公務における汚職要因の除去、競争ベースによる人材採用、職員の業務効率評価にかかわる法的基盤の改善。

重要業績評価指標（KPI）にもとづく国家公務員・国家機関業務評価システムによる「国家ランキング」システムの導入。

国家公務員の職業習熟度レベルの向上、物的保障および社会保障にかかわるシステムの改善。

地方の国家権力機関および省庁の指導的地位にふさわしい人材の養成を目的とした国家人材プールの形成。

国家公務員の採用、人材プールの形成、公務の評価および勤務に関するプロセスのデジタル化を盛り込んだ「デジタル国家公務」プロジェクトの実現。

国家機関における労働時間と労働基準に対する要件の見直し。

目標11：国民との対話機構の改善。

国民とのオープンな対話機構のさらなる改善、公衆の意思を考慮したうえで重要な決定を採択する慣行の拡大。

国家機関に寄せられた照会の審査にかかわる期日および質に対する「デジタル監督」の確立、その概括にかかわる一元化システムの構築、国民の日常に直接的な影響を及ぼす照会の迅速かつ良質な審査の保障。

「国家は国民に奉仕すべき」との理念の導入を盛り込んだ国家プログラム「人道的国家」の一貫した実現。

社会院の業務の効果的な遂行、市民団体とのその協力の確立、国民が関心を寄せている問題の解決方法決定プロセスへの積極的な誘致。

目標12：有効な社会的監督にかかわる組織的・法的基盤の改善。

現代的な社会的監督形態の開発、集団による対話を基盤とした地域プログラム・部門プログラム・国家プログラム履行品質検査体制の導入。

一部の国家機能の遂行プロセスへの社会的監督主体の広範な参加促進、国家機関の業務調査時における世論調査の実施、発見された不備に関する公開協議体制の確立。

国民の社会・政治的活動および選挙文化の向上にかかわる業務の継続、国際的な選挙基準の法令への導入。

マスメディアの役割とジャーナリストの職業活動に対する保護のさらなる強化、国民が関心を寄せている問題や改革実現状況の調査時におけるこれらの者の業務の効果的な活用。

ソーシャル・パートナーシップの効率の向上、非政府・非営利組織およびその他の民間機関に対する助成金、給付金、社会調達といった形での国家支援額の倍増。

非政府・非営利組織およびその他の民間機関に対するケンガン附属社会支援基金に割り当てられる資金の7倍への増額。

II. 公正さおよび法の支配という原則を国の発展の根本的にして不可欠な条件とする

目標13：財産権の不可侵性の確実な保護、および財産関係への国家機関の違法な干渉の制限。

私有財産の不可侵性と保護の保障の強化、土地区画に対する権利などの財産権の厳格な保護。

国家機関の公式情報にもとづく不動産取得者の権利保護システムの導入などの、私有財産の優先性の基本原則化。

目標14：法律および憲法的法律の支配の保障、人間の名誉と尊厳をそのプロセスの主たる評価基準とすること。

受刑者および出所者の労働上、社会上、および国際的に認められているその他の権利の確保、これらの者の社会適応および社会への統合にかかわる効果的支援機構の導入、当該の方向性における官民両機関の共同作業の確立。

移動の自由の制限をはじめ、市民に対する法的影響をもたらす施策の採択時における適法性の厳格な確保、ならびにデジタル技術の導入による社会的監督の強化。

市民の居住地登録システムのさらなる簡素化と、国民にとってのさらなる利便性の創出、当該の方向性における改革の完了。

刑事、刑事訴訟、刑事執行関連法令の改善にかかわる政策の一貫した継続、刑事罰およびその執行システムへの人道原則の幅広い導入。

拷問の防止を目的とした予防機構の改善、当該の方向性における特別法の採択。

少年司法システムの構築、子どもの権利に関する法令の成文化。

目標15：国家機関および役人の業務に対する効果的な司法統制の確立、ならびに市民および企業活動主体による司法活動へのアクセスレベルの向上。

役人の決定に対する不服申し立ての行政裁判所における審査システムの改善による、司法統制適用分野の拡大。

「ヘイビナス・コーパス」制度のさらなる発展による、捜査活動に対する司法統制の強化。

裁判審理における真の平等および当事者対抗主義の実現。

裁判システムへの「ワンストップ」原則の幅広い導入を目的とした、所管を問わず申請を受け付け、特定の事件の枠内のすべての法的含意が解決されるようにしたうえで管轄裁判所へ事件を移管するシステムの導入。

司法システムの段階的なデジタル化および官僚主義的障壁・障害の撤廃による、市民および企業活動主体による司法活動へのアクセスレベルの大幅な向上。

代替的な紛争解決手法の幅広い活用に必要な組織的・法的諸条件の整備、調停制度適用範囲のさらなる拡大。

司法当局の真の独立性の確保における司法機関の役割のさらなる向上、司法自治の原則の幅広い導入、ならびに裁判官への違法な働きかけを防止する有効な機構の構築。

裁判官集団の形成における公開性および透明性の確保、司法システムの指導的役職への任命時における選挙制および報告義務といった民主主義的原則の導入。

司法システムを規制する法規文書の体系化業務の遂行。

目標16：社会安全保障の確保、違法行為を助長する諸条件の迅速な特定および除去にかかわる効果的なシステムの構築。

違法行為防止制度の、新たな質的レベルへの引き上げ。

調査目的による内務局への市民の連行の廃止などの、最新鋭の情報技術の導入による社会秩序維持を目的としたパトロール業務の効率の大幅な向上。

交通制御システムの完全なデジタル化および当該分野への公衆の広範な参加の保障などの、道路インフラの改善および安全運行条件の整備による交通事故・死亡事故の削減。

目標17：法執行機関の新たなイメージの創出、ならびに国民の利益、名誉、尊厳、権利および自由の効果的な保護へと向けた当該機関の業務の方向付け。

信頼に足る国民の保護者たる国家専門機構への内務機関の変貌、ならびに当該目的に即した国民対応へと向けた当該機関の方向付け。

合法性の厳格な確保をもたらす公開性と透明性の高い検察庁の業務にかかわる堅固な法的基盤の構築、ならびに「法の支配—処罰の不可避性」原則を主要判断基準とすること。

捜査・捜索活動に対する監督の強化、市民の名誉、尊厳および自由の効果的な保護にかかわる有効な機構の導入。

法執行機関における犯罪情報登録システムの抜本的改革、現代的な犯罪隠蔽防止手法の活用。

目標18：裁判所命令およびその他の機関の文書の迅速かつ完全な履行の保障。

裁判所命令およびその他の機関の文書の効果的な執行機構の導入。

裁判所命令およびその他の機関の文書の司法以外の執行手法などの、代替的手法の活用範囲の拡大。

強制執行機関の業務への国際基準の段階的な導入、特定の機能（裁判所命令を除く）の民間セクターへの移管、国家執行官の負担の軽減。

目標19：人間の権利、自由および法的利益の保護における弁護士制度ポテンシャルの大幅な向上、ならびに高度な司法サービスに対する国民および企業活動主体の需要の完全な充足。

弁護士制度の完全な自主管理体制への移行、弁護士コミュニティに対する弁護士院の管理機関の報告義務の強化、有能な若手人材のシステムへの登用。

弁護士の技能向上にかかわる現代的かつ効果的な機構および制度基盤の構築。

弁護士業務への現代的な情報技術の導入による過剰な官僚主義およびペーパーワークの排除、裁判所、法執行機関、その他の国家機関との間における電子文書流通体制の確立。

無料法律支援の提供規模の拡大、遠隔によるものおよび「ワンストップ」原則にもとづくものなどの公証人および身分事項登録機関によるサービスのスムーズな利用の確保。

目標20：活発な市民社会の発展、市民における法の尊重意識および遵法意識の形成。

国民における法文化および法的意識の向上、当該の方向性における国家機関と市民団体、マスメディア、教育機関との間の効果的な協力の確立。

企業家および市民、特に低所得者層に対し、法律家の関与なしに法的文書を作成する機会を提供するプラットフォーム「Legal Tech」の立ち上げ。

III. 国民経済を加速的に発展させ、高い成長率を確保する

目標21：経済諸部門における高度な発展速度の持続的確保による今後5年間での国民1人当たりGDPの1.6倍への引き上げ、これには、2030年における同国民1人当たり4,000米ドルへの引き上げ、ならびに「所得平均以上の国家」カテゴリーに加わるための前提条件の整備が伴う。

マクロ経済的安定性の確保、2023年までの年間インフレ率の5%までの段階的引き下げ。

国家予算の赤字の、2023年以降は対GDP比3%以下までの、削減。

「市民の予算」プログラムの一環における、国民からの提案にもとづき発見された喫緊の課題の解決への、各地区予算の5%以上の割り当て。

新たに誘致する対外債務の額を年間45億米ドル以下に保持したうえでの、国家債務の効果的管理。

目標22：国民経済の安定性の確保を目的とした産業政策の実現の継続、GDPにおける工業の比率の拡大、工業製品生産高の1.4倍への増大。

工業および経済の主要部門のさらなる自由化、ならびに変革プロセスの完了。

社会保障を確立したうえでのエネルギー資源・天然ガス市場の自由化、同セクターへの民間投資の幅広い誘致、社会的弱者の保護を目的とした社会保障対象消費量の導入。

経済諸部門および国民への継続的な石油製品の供給。

銅および銅を使用したその他の製品の生産規模倍増と、80億米ドル相当の製品生産に必要な基盤の構築を目的とした銅産業クラスターの創出。

化学部門およびガス化学部門の発展、およびそれに伴う天然ガス精製率の8%から20%への、および化学製品生産規模の20億米ドルへの、拡大。

自動車産業における協力のさらなる発展と生産現地化率の向上、ならびにそれに伴う生産規模と輸出規模のそれぞれ1.4倍、2倍への拡大。チルク市における農業機械製造クラスターの創出。

建設資材生産規模の倍増。

繊維産業製品生産規模の倍増。

皮革・履物産業の発展、ならびに同部門における生産規模の3倍への増大。

製薬産業の製品生産規模の3倍への増大、および国内市場への国産医薬品供給率の80%への引き上げ。

電器産業における高付加価値製品生産規模の倍増および輸出規模の3倍への増大。

家具製品生産規模の2.8倍への増大。

食品工業発展プログラムの実現。

大規模産業部門と地域企業との間における産業強力の発展。

産業諸部門における労働生産性向上プログラムの幅広い導入。

目標23：地質探鉱業務の規模の大幅な拡大、当該分野への民間投資家および外国先進企業の幅広い誘致。

透明性の高い制度にもとづく、有望エリアにおける地質探鉱・採掘業務への国内外の投資家の幅広い誘致。

経済のニーズに応じた鉱物資源基盤の拡大。

鉱床・地質探鉱エリア・構造の分析ならびに透明性の高い制度にもとづいた当該目的への投資家の誘致による、炭化水素資源採掘規模の拡大。

現代的な教育基準の幅広い導入を伴う地質学分野における高技能人材育成システムの確立、学術研究成果の実地への応用。

目標24：経済への持続的な電力供給、あらゆる分野への「グリーンエコノミー」技術の積極的な導入、経済におけるエネルギー効率の20%アップ。

2026年までの電力生産規模の300億kWh増加による総発電能力1,000億kWhの達成。

再生可能エネルギー源の割合を2026年までに25%へ増大させることによる天然ガス30億m³の節減。

ウズベキスタンのエネルギーシステムの安定的な稼働の確保、ならびに近隣諸国のエネルギーシステムとの連携によるその安定性の確保。

工業諸部門における損失の削減、資源利用効率の向上。

再生可能エネルギー源の幅広い導入、住宅公共サービス、社会分野の施設、およびその他の分野における

エネルギー効率の向上。

電気自動車の生産と活用にかかわる施策の採択。

経済諸部門によるGDP単位当たりの大気中への有害ガス排出量の10%削減。

目標25：デジタル経済発展を主要な経済推進の主要要素と定めること、およびそれに伴うデジタル経済規模の、少なくとも2.5倍への拡大。

デジタルインフラのさらなる発展による、あらゆる居住地域、社会的施設、幹線自動車道のブロードバンドネットワークによるカバー。

実体経済部門、金融・銀行部門における生産・取引プロセスのデジタル化率の2026年末までの70%への向上。

ソフトウェア製品産業および輸出の規模のそれぞれ5倍と10倍への拡大と、5億米ドルの達成。

目標26：国内投資環境の魅力のさらなる改善と向上、今後5年間で投資を1,200億米ドル、うち700億ドルは外国から、誘致する施策の実施。

「ボトムアップ」原則にもとづく効果的な投資活用と輸出拡大にかかわる新たなシステムの確立。

2026年までの外国投資および国内投資誘致戦略の実現。

エネルギー、輸送、保健、教育、環境、公共サービス、水利およびその他の分野への、官民パートナーシップによる総額140億米ドルの投資誘致。

国内諸地域の実業界代表者らと諸外国との間における相互対外経済関係の確立。特に、シルダリヤ州と中国、スルハンダリヤ州とロシア、ジザク州とインドとの間における投資・貿易関係の発展。

起業家に対する実践的支援の提供を目的とした、スルハンダリヤ州における「投資支援センター」、ナヴォイ州におけるナヴォイ鋳業・冶金コンビナートによる「ビジネス支援センター」、タシケント市における「先端プロジェクト・エンジニアリングセンター」、各地域における「イノベーション・テクノロジーセンター」の構築。

タシケント市における「タシケント国際投資フォーラム」の毎年の実施。

目標27：今後5年間で証券取引所の取引高を2億米ドルから70億米ドルに引き上げることによる、経済における金融資源の拡大。

資本移動の段階的な自由化、ならびに証券取引所によるものを含む大企業および大企業における持分（株式）の民有化。

国が出資する商業銀行における変革プロセスの完了、銀行システムの資産における民間部門の割合の2026年末までの60%への拡大。

目標28：我が国の輸出ポテンシャルのさらなる増強、輸出規模の2026年までの300億米ドルへの拡大。

輸出企業に対する積極的な支援による、我が国の輸出ポテンシャルの増強。

既存の能力の最大限の発動による、地域産業部門の輸出ポテンシャルのさらなる増強。

外国市場および国際市場の要件に適合する製品の生産への現代的な基準の導入、有名ブランドの誘致。

輸出における民間セクターの割合の60%への引き上げ。

自動車輸出の3倍、10億米ドルへの拡大。

プログラミングサービスを含む観光、輸送、情報、およびその他のサービスの輸出の1.7倍、43億米ドルへ

の拡大。

輸出企業に対する組織的・金融的支援システムの改善。

輸出構造における完成品および半製品の割合の3.3倍への拡大、GSPプラスの枠組みにおける欧州諸国への完成品輸出の拡大。

国内メーカー製品の外国への輸出支援システムの改善による輸出企業数の6,500社から1万5,000社への増大、および輸出地域の115カ国から150カ国への拡大。

公開競争における200社の選抜と当該企業の国内主要輸出業者への成長に対する全面的支援などによる「新しいウズベキスタン—競争力のある製品の国」構想の実現。

近隣諸国との国境地域における自由貿易区の創出。

目標29：企業活動の整備および国民の安定した収入源の形成に必要な諸条件の整備、GDPにおける民間セクターの割合の80%への引き上げ、輸入における同割合の60%への引き上げ。

ウズベキスタン大統領と企業家との「オープン対話」の毎年の実施。

諸地域における新たな工業区域200カ所の創設、ビジネスインキュベーターシステムの発展。社会・経済状況が「深刻な」地域における起業活動の発展のためのより好適な諸条件の整備。

外国の先進的実践にもとづいたファクタリングサービスの発展。

企業活動主体の税負担の2026年までのGDPの27.5%から25%への低減。

失業・貧困削減に関連する企業活動の支援、地域機構の活動の改善。

起業に必要な情報への自由なアクセスの確保。建設部門における問題や不備の是正。

経済における国の関与比率の縮小、民間セクターの発展につながる諸条件の拡大。自由市場経済原則の幅広い導入。

目標30：集中的な農業発展および先端的の学術成果の応用による年5%以上の農業規模成長を伴う、個人農家および農場の収入の倍増。

各地区の特定作物の栽培への特化。

農業における国家支援規模の拡大、新たな保険機構の導入。

公開入札をベースとした農業クラスターへの土地割り当てによる、新規土地区画および流通から除外されていた土地区画46万4,000haの開発。綿花・穀物栽培用地20万haの削減、および公開入札をベースとした当該用地の住民への長期賃貸借条件での割り当て。

輸出志向作物の栽培、果実・野菜栽培の発展、集約的果樹園**3倍増**、温室**2倍増**、輸出ポテンシャルの10億米ドル増強。

土壌肥沃度の向上、土壌品質低下防止。

最先端の学術成果とイノベーションを基盤とした農業サービス提供システムの改善。農業企業への原料供給、および生産規模の1.5倍への増強。

農業物流拠点の発展、現代的試験所の増設。育種および苗木栽培にかかわる国家プログラムの実現。

主要な国際的学術センターおよび高等教育機関との協力のもとにおける国際農業大学の設立。農業部門における学術と実践の統合の深化。

国民による家庭菜園の効果的な活用のための諸条件の整備。

目標31：水資源管理・節水システムの抜本的改革にかかわる国家プログラムの実現。

水資源の効果的利用による70億m³以上の節水。

水利施設における電力消費量の削減。

官民パートナーシップによる水利施設管理システムの導入。

目標32：畜産飼料基盤の拡大、およびそれに伴う生産規模の1.5～2倍への拡大。

畜産製品生産規模の1.5～2倍への拡大。

畜産飼料基盤の強化。

目標33：均衡のとれた地域発展の確保を伴う地域経済規模の1.4～1.6倍への拡大。

地区・都市別の14の地域に関して立案された5カ年地域プログラムの実現。地域別社会・経済的発展ランキングにおける指標が「不十分」である都市・地域にかかわる個別発展プログラムの立案および実現。

地域における生活環境の改善を目的とした都市化政策のさらなる改善。サマルカンド市、ナマンガン市を今後「100万都市」にするための施策の実施。ニュータウン「ノーヴィ・アンディジャン」の人口45万人が居住する最初の数区画の建設と稼働開始。カシュカダリヤ州の都市化レベルの50%への引き上げ。

各都市における国民の生活の質を評価するための「都市快適性指数」の導入。

都市のデジタル化、建設、設計にかかわる作業品質の向上、「スマートシティ」コンセプトの枠組みにおける都市の発展。

4地域におけるタシケント市イノベーション・生産教育テクノパーク「INNO」支部の設置。イノベーション地域への変貌対象地域における高付加価値イノベーション製品生産技術の開発。

建築・建設分野の高等教育機関で進められる学術的研究の実践との統合。

建設分野における技術的規制の改善。居住地域の都市建設文書作成・都市建設文書供給システムの抜本的改善にかかわるプログラムの立案および実現。

人口分散にかかわる総合スキームの立案。リノベーション・住宅建設プログラムにもとづいた、都市部の老朽化住宅地における現代的住居1,900万m²超の建設、新区画への27万5,000世帯超の移住に必要な諸条件の整備。

目標34：諸地域における住宅公共インフラおよび社会インフラシステム、役務・サービス分野の発展。

プログラム「繁栄する村（オボド・キシロク）」、「繁栄するマハリヤ（オボド・マハリヤ）」の枠組みにおける、各地域社会の「成長ポイント」を考慮したうえでのライフラインおよび社会インフラ施設の建設。

国内諸地域における約8万kmの幹線・分配電力網、変圧ポイント2万カ所超、変電所200カ所超の建設および更新。

国民への飲用水供給率の87%への引き上げ、32の大都市および155の地域拠点における排水システムの刷新。

衛星技術を援用した現代的な水道漏水リモートセンシング技術の導入と、それに続くスポット修理。

排水処理システムのタシケント市外への移転、官民パートナーシップによる新たな施設の建設。

諸地域における役務・サービス分野の発展、ならびにそれに伴う今後5年間でサービス規模の3倍への拡大および当該分野における新規雇用350万人分の創出。

環境衛生設備・電気製品・家電の修理、ケータリングといった有料サービス拠点の構築などの、国民から

の需要が大きい生活・公共サービスの都市および地域拠点における発展。

国内諸地域における現代的市場・複合的商業施設130カ所、および沿道サービスインフラ施設（大規模施設65カ所、小規模施設5,000カ所）の建設による、商業サービス・沿道サービスの発展。

サービス分野における閻経済の割合の3分の1への削減。サービス分野の魅力の向上を目的とした、企業活動主体への追加特典の提供。

目標35：プログラム「ウズベキスタンを旅行しよう」の実現の一環としての、国内観光客数の1,200万人超への拡大、およびインバウンド観光客数の900万人への拡大。

国内の主な観光都市におけるバリアフリー観光インフラの幅広い導入。2026年までの観光分野における就労者数の**2倍**の52万人への拡大。

観光遺産・文化遺産施設のインフラの発展、観光遺産8,000カ所超の有効活用にかかわる国家プログラムの採択。

ザーミン地区、ファリシュ地区、バフマル地区、アイダール・アルナサイ湖沼群における観光地区、休養地区のさらなる建設、総額3億米ドルにのぼるプロジェクトの実現、雇用2万5,000人分の創出。

サマルカンドを「観光の玄関口」に変貌させることによる、今後5年間で観光サービスの規模の最低でも9倍への増強。観光分野における雇用4万人分の確保。2022年中の、歴史建築群「永遠の都市」と必要なインフラを含むサマルカンド観光センターの構築。

新ムイナク空港のポテンシャルの幅広い活用を伴うカラカルパクスタン共和国およびアラル海地域のエコツーリズムの発展にかかわる個別プログラムの実現。

ホレズム州の観光分野を、新規雇用創出の「牽引役」とするための個別プログラムの採択。

ブハラ州における観光の迅速な発展にかかわる個別プログラムの実現。

ナヴォイ州における巡礼観光・エコツーリズムポテンシャルの効果的活用。

タシケント市における観光インフラのさらなる改善。

タシケント州における観光ポテンシャルを新たなレベルへ引き上げるための個別プログラムの立案。

目標36：あらゆる輸送手段との連携による統一輸送システムの発展、大都市間における定期輸送路線による日常的往來の実現に必要な諸条件の整備。

タシケント市および諸地域における公共交通システムの改善、およびそのインフラの発展。

都市間および郊外鉄道ルートの魅力の向上。

輸送・物流サービス市場およびインフラの発展、鉄道インフラの電化率の60%への引き上げ、自動車道路網の発展の加速。

貿易目的における輸送システム上の「緑の回廊」およびトランジット能力の拡大、ならびにトランジット貨物量の1,500万tへの拡大。

IV. 公正な社会政策を実施し、人的資本を開発する

目標37：国民一人一人に対する国費による特定の職能の教育機会の創出。職業教育の規模の2倍への拡大、失業者100万人に対する職業教育、当該プロセスにおける非政府系教育機関の参加率の30%への引き上げ。

完全かつ体系的な職業教育に関する問題の、雇用・労働関係省の管轄への移管。

職業教育の規模の2倍への拡大、失業者100万人に対する職業教育。

職業教育を受ける意思を示した一般教育学校卒業者による少なくとも一つの職能の習得に対する国家支援システムの導入。

目標38：就学前教育普及率の現在の67%から80%への向上。

2022/2023年度における就学前教育システムの6歳児への普及率の90%への引き上げ、および2024/2025年度末までの100%への引き上げ。

就学前教育システムに対する民間セクターからの資金誘致による新たな非政府系就学前教育機関7,000校超の開設。

目標39：就学前教育システムにおける教育品質の新たなレベルへの引き上げ。

幼稚園職員の職業訓練・技能向上にかかわる改善されたシステムの導入。

2022～2026年における教員16万人超の技能向上。

学術的根拠にもとづくアプローチを基盤とした就学前教育・育成プロセスの改善。

目標40：就学前教育システムにおける効果的かつ目的に即した予算支出。

就学前教育システムにおける透明性の高い財務プロセスの実現に必要な諸条件の整備。

目標41：学校開発国家プログラムの導入による、国民教育システムにおける収容定員120万人の増枠。

新たな学校の建設を盛り込んだ国家プログラムの立案および実現、私立学校数の増大、教育品質の向上。

2026年末までの収容定員数の640万人への引き上げ。

非政府系教育サービス提供機関に対する条件と機会を拡大することによる当該機関の比率の、2022年中に3%、2026年末までには8%の引き上げ。

2022～2026年における「子ども教室」（バルカモル・アヴロド）217カ所の発展プログラムの実現。

若者への芸術の紹介、若者によるコンピューター・IT技術分野の知識とスキルの習得を目的とした、必要な設備をすべて整えた無料サークル10万カ所超の活動の整備。

遠隔地における学校・就学前教育機関への交通の確立。

目標42：外国のベスト・プラクティスを基盤とした教育プログラムおよび教科書の全面的見直しと、2026年までにおける実地へのその導入。

国家教育プログラムに則った新版教科書699種（うち、2022年に296種）、ワークブック、教員用ガイドライン、モバイルアプリの2026年までの作成。

国家教育プログラムに則った新規ガイドラインによる教員教育を目的とした、技能向上電子プラットフォーム用ビデオ授業769種の2026年までの作成。

一般教育学校における教科書および教育方法全般に関する、外国人専門家の参加によるパイロット試験・鑑定システムの導入。

目標43：教員の月給の1,000米ドル相当への段階的な引き上げ。

能力カテゴリーに応じた有能な教員の給与引き上げの差異化。

教員の能力カテゴリー取得制の抜本的な見直し、技能評価方法にもとづく公正かつ透明性の高いシステム

の導入。

目標44：学校における教育の質の向上、教員の知識・技能の国際水準への引き上げ。

学校活動に必要な各教科に関する国内外の認証要件の設定。

能力カテゴリーを保有していない学校教員の知識・スキルの判定。

高等教育を有する教員の一般教育学校への配置、特に遠隔地域における教育機関への配置にかかわる業務の継続。

教員および両親の参加を盛り込んだ、学校長および副校長任命システムのさらなる改善。

国民教育システムの地区支部の活動の全面的デジタル化による最適化。

目標45：カラカルパクスタン共和国およびホレズム州における低学年児童への無料給食の段階的提供。

カラカルパクスタン共和国およびホレズム州における低学年児童（1～4年次）への無料給食提供システムの試験的導入。

試験的導入の結果を踏まえた、低学年児童（1～4年次）への無料給食提供システム拡大の検討。

目標46：高等教育普及率の50%への引き上げ、教育の質の向上。

雇用主側からの申し出にもとづく2022年度における入学定員の増枠。

高等教育普及率の2022年中の38%への引き上げ。

有償契約をベースとした高等教育機関による独自の入学定員設定規定の導入。

2026年における入学定員の最低でも25万人への増枠。

国立高等教育機関による賃金、職員数、有償契約授業料、教育形態の独自決定の確立を含む、同機関への学術的・財政的独立性の付与。

国立高等教育機関のしかるべき権利および権限の具体的な決定。

目標47：QS社、THE社による世界ランキングへの参入が期待される高等教育機関10校の2026年までの特別養成。

高等教育機関のQS社、THE社による世界ランキング入りを狙いとした特定目的プログラムの立案。

有望な高等教育機関10校の選定。

高等教育機関の世界ランキング入りを狙いとした、ポテンシャルと特性に立脚した特定目的5カ年プログラムの立案および承認。

目標48：10万人分の学生寮の建設。

官民パートナーシップによる学生寮建設プロジェクトへの最適な融資方法の確立。

2022年における学生寮47棟、1万8,800人分の建設。

2026年までに181棟、7万2,400人分を建設することによる学生への学生寮提供率の60%超までの向上。

目標49：非政府系高等教育機関数の2026年までの最低でも50校までの引き上げ。

ナヴォイ州、サマルカンド州、スルハンダリヤ州、カシュカダリヤ州およびタシケント市における非政府系高等教育機関最低1校ずつの建設による、2022年中の同機関数の34校への引き上げ。

カラカルパクスタン共和国における国内外名門大学分校5校、タシケント市におけるヌラフシャン国立大

学の創設（学生数5,000人）。

アンディジャン州における民間大学4校の創設、およびそれによる同地域における若者への高等教育普及率の23%から50%への引き上げ。

ナマンガン州における今後5年間での大学7校の創設、教育機関総数の10校への引き上げ。

サマルカンド市における学生2万人分の「若者の街」の建設、および同エリアへの外国大学の分校・キャンパス最低4カ所の創設。外国の主要工科大学との協力によるサマルカンド工科大学の創設。

ウルゲンチ国立大学附属ムハンマド・アル・ホラズミ記念国際数学センター・基金、ウズベキスタン国立振付アカデミー・ウルゲンチ分校、同アカデミー附属ウルゲンチ舞踊芸術初等寄宿学校の創設。

非政府系高等教育機関数を国内諸地域に最低1校ずつ創設することによる、2026年までの同機関数の50校までの引き上げ。

目標50：自由かつ創造的な思考を持つ若者の「国の希望（エルユルト・ウミディ）」基金経由による外国名門大学への派遣規模の倍増、その際当該の若者の50%を工学、精密科学、IT分野に派遣。

外国の超名門大学の学士課程、修士課程、博士課程での学習を目的とした公開選抜の実施。

外国の高等教育機関の学士課程、修士課程、博士課程における教育プログラムへの参加を目的とした上記基金による公開選抜の公示および実施。

目標51：経済へのイノベーションの幅広い導入、工業企業と学術機関の強力関係の発展。

既存の同等品に比べ50%安価であり、かつ原料価格を2～3倍上回る付加価値を有する高品質製品の創出に携わるイノベーションエリアへの変貌対象地域における革新的製品生産技術の開発（総額1,659億スムにのぼる合計195のプロジェクトの実現を含む）。

有償契約をベースとした卒業後教育体制の整備。

目標52：グローバル・イノベーション・インデックス（GII）におけるウズベキスタンの順位の向上、2030年までの上位50カ国入り。

GII評価が低かった部門におけるウズベキスタンの順位の向上。

イノベーションプロジェクトの実現を目的としたあらゆる方向性における幅広い可能性の構築、現代的な研究・イノベーションイニシアチブ支援機構の導入。

目標53：国民に対する義務的社会保障の確保、困窮層への社会的保護の強化。

困窮層に対する現代的な整形外科的装具、リハビリテーション用具供給率の60%への引き上げ。

義務的社会保障分野における法令の体系化および改善、所定の社会的保護の確実な補償に対する監督。

義務的社会保障の利用機会の拡大（当該分野のデジタル化、当該プロセスへの公開性・透明性原則の導入による社会的保護の種類拡大を含む）。

目標54：年金保障システムの改善。

国の経済指標に合わせた年金支給額の一貫した引き上げの確保。

国際的原則・基準に則った、国により保証された多層型年金保障システムの導入。

官庁間における電子データ交換による、市民に対する過剰な書類の要求を伴わない年金支給システムへの移行。

目標55：国民に提供される医療サービスのアクセスと快適性の向上を目的とした、国内諸地域におけ

る医療クラスターの構築。

ナマンガ州、フェルガナ州、シルダリヤ州、カシュカダリヤ州、ナヴォイ州、タシケント市における医療クラスターの構築。

目標56：国民に提供される医療サービスの質の向上、予算の効果的な活用、医療サービスの集中化、国民医療保険にかかわる実践の導入。

中央試験所、滅菌・ハイテク検査システムの構築。

2022～2023年における保険システム発展・公衆衛生保護・医療従事者技能向上プログラムの実現を目的とした包括的施策、および2022～2026年における保健分野デジタル化戦略の実現。

国民医療保険制度の段階的導入。

目標57：医療機器メンテナンス体制の改善。

国営医療機関における医療機器・備品メンテナンス体制の構築。

独立した医療機器メンテナンス企業および同社の地域支社13社の設立。

目標58：医薬品・医療機器流通規制体制、および国民への安価かつ高品質な製品の供給体制の改善。

電子処方箋システムの改善と幅広い導入、ならびに価格遵守に対するオンライン監視情報システムの構築。

医薬品に対するマーケティング制度の導入。

遠隔地域およびマハリヤにおける需要に立脚し、かつ現代的な機構を基盤とした国民への医薬品・医療機器供給体制の改善。

目標59：国民への高技能サービス提供品質の向上、プライマリー医療・衛生分野への資金拠出の拡大。

医薬品および医療機器に国家予算から拠出される資金の3倍への拡大。およびこれに伴う家庭ごとの医療的予防措置の強化に対する注力の強化、および「選別的」スクリーニング検査実施にかかわる施策の採択。

医療・衛生部門の魅力向上、同分野への高技能人員の配置。

プライマリー医療・衛生部門の人員への賃金支給システムの改善。

プライマリー医療・衛生部門の物的・技術的基盤の強化。

国営医療機関における医薬品および医療機器確保状況のさらなる改善、前記物品の供給・保管体制の改善。

目標60：生殖可能年齢の女性、妊婦、小児に対するハイテク医療支援提供体制の改善。

地区間周産期センター46カ所の設置、同センターへの人材、必要な医療機器・製品の供給。

ハイテク医療支援提供能力の増強に好適な諸条件の整備。

目標61：医療サービス分野における民間セクターの割合の25%への引き上げ。

民間医療のさらなる発展と支援。

建物および建造物の地下部分の医療業務のための活用、ならびに国際的实践に立脚した、検査・診断部門の業務に対する要件の最適化を伴う技術規制文書の見直し。

医療業務の専門化を図る際の物的・技術的基盤および医療機器に対する最低限の要件の簡素化。

目標62：国産医薬品・医療機器の割合の80%への引き上げ。

輸入製品の規模および構造の最適化、地元生産者への支援。

現代的医薬品クラスター・地区の新規構築および既存の同種クラスター・地区のさらなる発展にかかわる追加的措置の立案。

目標63：国際的地位を有する衛生疫学・公衆衛生局試験所の設置。

衛生疫学・公衆衛生局の263の施設への必要な機器の備え付け。

衛生疫学・公衆衛生局の249の施設における建設、再建、修繕業務の実施。

衛生疫学・公衆衛生局の人的ポテンシャルの向上、同局の業務への情報通信技術の幅広い導入。

目標64：地域における「ワンステップ」原則を基盤としたプライマリー医療サービス体制の整備。

地域における需要と住民の提案に立脚した、2022～2023年におけるファミリー向け診療所61カ所、ファミリー向け医院215カ所の設置。

質の高い医療サービスを利用するためのより快適な環境を住民に提供することを狙いとした、マハリヤにおけるプライマリー医療サービス体制の整備に必要な措置の採択。

現代的技術の適用による、遠隔医療サービスの住民への提供能力の増強。

目標65：医師の月給の1,000米ドル相当への段階的引き上げ。

提供する医療サービスの種類および難易度に応じた医療従事者への賃金支給システムの構築、ならびに達成された成果に立脚した賃金の変更。

目標66：効果的な障害者支援システムの構築、障害者の生活の質および水準の向上。

障害による差別の禁止、障害者の権利・自由・法的利益の実現のための平等な環境およびこれらの侵害に対する責任の不可避性の保障。

障害者の権利確保分野において広く認められている国際的規範・基準の、国内法令への導入。

医療・労働鑑定および障害の証明にかかわる透明性の高い現代的な手法および基準の導入、障害者に対する医療・社会支援の水準および品質の向上。

障害者と家族、社会と国家の相互関係の強化、好適な環境における生活、都市旅客交通・社会インフラ施設・その他のインフラ施設へのスムーズなアクセスに必要な諸条件の整備。

社会経済活動への障害者の参加促進とその積極的な参加をもたらすインクルーシブ教育・就労斡旋システムの改善。

障害の社会モデルへの段階的移行。

目標67：運動・スポーツに定期的に取り組む市民の増加。

運動・スポーツに定期的に取り組む国民の割合の、2026年における33%への引き上げ。

若者の間における国技的諸種目の普及。

国内におけるスポーツのさらなる大衆化を目的とした、国技的諸種目および民族的ゲームの発展。

遠隔地区および村落部における健康増進活動のさらなる発展。

道路脇に設けられている「緑地帯」各々における、ジョギングコース、自転車用通行帯「健康の道」の設置、およびバドミントン、ストリートボール、ワークアウト用スペースの設置。

省庁・事業体職員および国民のスポーツ行事への勧誘、これらの者による競技会の実施。

国民体育大会実施プログラムの立案および実現。

スポーツ競技の実施を目的としたスポーツ施設インフラの改善、必要な競技用具の備え付け。

国民体育大会のハイレベルでの運営、優勝者および入賞者に対する相応のインセンティブ。

インターネットを含むマスメディアでの国民体育大会準備作業の幅広い報道。

ウズベキスタン国立体育・スポーツ大学とその分校の入学定員の増枠による、高等教育を有するトレーナーの割合の、2022年には現在の54%から62%へ、2026年には85%への向上。

ウズベキスタン国民体育・スポーツ大学およびその分校の卒業生の、スポーツ教育機関への登用。

目標68：オリンピック・パラリンピックムーブメントの発展。

オリンピック競技に含まれるチーム競技（サッカー、ハンドボール、バスケットボール、バレーボール、ラグビー、フィールドホッケー、バドミントン、水泳競技）、およびその他の種目の強化。

チーム競技およびその他の種目のウズベキスタン・ナショナルチームの、権威ある国際競技会への参加の確保。

夏季パラリンピック種目の強化。この際以下を行う：

- パラリンピック選手における健康的なライフスタイルのさらなる発展に特に留意。中でも、障害を有する市民における当該イニシアチブの宣伝；

- スポーツ教育機関におけるパラリンピック競技種目のトレーニングによる、パラリンピック大会「パリ2024」への参加資格100以上の取得。

スポーツへの若者の参加と普及率の向上。

アルペンスキーなどの冬季種目およびエクストリーム種目の2026年までにおける発展を目的とした、有望地域における必須インフラの構築、およびそれに伴う最先端かつ革新的技術の誘致。

既存のポテンシャルと能力に立脚したうえでの、冬季オリンピック・パラリンピックに向けた選手養成を目的とした諸地域の専門化。

冬季種目に特化した地域におけるしかるべき種目の強化、ナショナルチームメンバーの編成、2023年以降における国際競技会への同メンバーの参加の確保。

冬季種目強化の奨励および支援、2026年冬季オリンピック大会への参加資格10以上の獲得。

目標69：女性支援、および社会生活における女性の活動のさらなる向上。

社会における女性への抑圧および暴力を許容しない気運の構築、女性の権利および法的利益の保障。

ジェンダー平等確保政策の継続、女性の社会・政治的活動の向上、女性支援改革の継続。

女性の教育・専門スキル習得・ふさわしい職業の確保のための全面的支援の提供、女性起業家への支援、才能ある少女・女性の発掘およびその能力の正しい方向づけ。

地域、特に村落部における女性を対象とする医療・社会サービスの品質確保、および上記女性に対する健康的なライフスタイルの奨励にかかわる業務効率の向上。

住居を必要としている女性への住居確保、生活・労働条件の向上、所得の向上にかかわる体系的施策の決定。

困難な社会状況に置かれている女性への社会的・法的、心理的支援の提供、当該女性に的を絞った支援。

対象者に的を絞った「女性手帳」業務の整備、婦人問題の管轄機関による速やかな解決に対する社会的監督の実現。

目標70：国による若者政策の改善。

若者の権利、自由および法的利益の保障。

若者の生活および健康の保護、若者による質の高い医療支援利用条件の改善、医療リテラシーの向上、若者における健康なライフスタイルの強化。

若者の精神的、知的、身体的、および倫理的発達の支援。

若者に対する利用しやすく質の高い教育、あらゆる段階における十分な教育の確保、地域におけるインクルーシブ教育発展のための諸条件の整備。

若者の就労斡旋・雇用のための諸条件の整備。

愛国心、市民の責任、寛容、法律・国家および人類共通の価値に対する敬意の精神を涵養することによる、若者の、ネガティブな影響や傾向に抵抗できる確固たる信念と人生観を備えた人格への育成。

倫理的原則を損なう行為、テロリズム、宗教的過激思想、分離主義、原理主義、暴力および残虐行為からの若者の保護。

若者の法的意識・法的文化水準の向上。

才能ある若者の支援および奨励。

若手による企業活動発展のための諸条件の整備。

若者における健康的なライフスタイル志向の形成、若者による有意義な余暇および若者によるスポーツの大衆的発展のための諸条件の整備。

若年家族に対する精神的・物的支援、ならびに当該家族のための十分な住宅条件および社会・日常条件の整備にかかわる包括的施策体系の実施。

若者の権利および自由の実現分野における活動に従事する国際機関との協力の強化。

V. 精神的な成長を確保し、この領域を新たなレベルに引き上げる

目標71：善意と人道主義の原則を基盤とした「行動戦略から発展戦略へ」構想の幅広い普及による、社会における健康的な世界観と創造の全国的ムーブメントへの昇華。

「新しいウズベキスタン—啓蒙社会」構想の実現。

ウズベク人の豊かな歴史、学術・文化遺産、国家・宗教的価値の研究との組み合わせによる、国民における法的文化の形成にかかわる法的啓蒙施策の整備。

情報提供・説明業務の効果的で創造的かつ革新的な手法の立案、ならびに当該手法の時宜を得た実現のための施策の実施。

ウズベク人の国家的価値および精神的遺産の慎重な保存、幅広い普及、発展に対する国家支援。

家庭、教育機関、およびマハリヤにおける精神教育の継続的な相互関係の保障。

マスメディア、ソーシャルネットワークにおける客観的情報の迅速な流布による、虚偽情報拡散の防止。

「マハリヤ地区—州—共和国」の原則を基盤とした、諸地域レベルにおける社会・精神的気運の最適化マップの作成、当該プロセスへの現代的な情報通信技術の幅広い導入。

学術的根拠にもとづいた精神教育評価指標の立案。

学校を精神性・啓蒙・文化の真の中心に変貌させるための、双方向的教育手法の適用。

国家理念を基盤としたイデオロギー的攻撃に対する共闘；家庭、学校、マハリヤの協力の強化、およびこれによる精神教育における相互関係確立スキルの形成。

「若者は新しいウズベキスタンの創造者」をスローガンとした構想「新しいウズベキスタン—第3のルネサンス」の実現の確保。

目標72：国民への情報・図書館サービス提供のさらなる発展、読書の幅広い普及、全国的構想「本を愛する国家」の実現。

国民への情報・図書館サービス提供のさらなる発展、読書の幅広い普及、当該分野における統一管理システムの導入。

目標73：我が国の偉大な先人たちによる豊富な学術的遺産の深い研究と幅広い普及。

イスラム協力機構、国際イスラム歴史・芸術・文化研究センター、イスラム世界教育科学文化機関、国連教育科学文化機関およびその他の権威ある国際機関、学術研究機関、大学との協力のもとにおける、「新しいウズベキスタン—第3のルネサンス」のスローガンによる国際会議、シンポジウム、フォーラムの開催。

我が国の偉大な先人たちによる豊富な学術的遺産の幅広い普及を目的とした、我が国の大地が育んだ学者および思想家の100の著作の正確な翻訳、およびこれらを基盤とした大衆学術ブックレットの制作。

我が国の偉大な先人たちによる豊富な学術的遺産の深い研究と幅広い普及を目的とした、ウズベキスタン国際イスラムアカデミー、イスラム文明センター、ならびにブハーリー師（イマーム）、ティルミズィー師、マートゥリーディー師の各々の国際学術研究センターの業務支援。

目標74：社会における民族間調和および宗教的寛容の気運の強化。

民族文化センターに対する国家支援システムのさらなる改善。

民族間関係分野におけるウズベキスタン共和国の国家政策コンセプトの一貫した実現。

多様な民族的出自を有する若者に対するより好適な諸条件の創出、若者における市民の義務の意識の醸成、愛国心の強化、寛容にもとづく民族間交流文化の向上。

外国語で活動するとともに民族間関係分野における国家政策を報道するマスメディアに対する追加的国家支援策の採択。

外国との友好関係の発展を目的とした友好団体の事業の改善。

目標75：造形芸術、工芸、デザインの各方向性の発展、国民における芸術的・美的センスの陶冶。

ウズベキスタンの著名な国民芸術家および工芸の名匠の模範的人生・創作の幅広い宣伝、ならびにその記憶の恒久化。

ウズベキスタンの造形芸術、工芸の国際レベルにおける宣伝。

造形芸術、工芸、デザインの各方向性における指導的専門家育成システムの改善。

目標76：文化・芸術分野のさらなる発展、文化機関・施設の物的・技術的基盤の改善。

文化・芸術分野の代表者、作家、および当該分野で活動する教授・教員およびスタッフに対する物的支援、当該の者らの生活環境の改善。

舞台芸術の発展、その物的・技術的基盤の強化。

文化センターの事業の改善、同センターが国民に提供する文化サービスの質の向上、同センターの物的・

技術的基盤の改善。

諸地域における新たな文化施設の建設とその効果的な活動の保障。

ウズベキスタンのサーカス芸術のさらなる発展、その物的・技術的基盤の強化。

国際レベルにおける我が国の文化の宣伝を目的とした施策の、諸地域における実施。

ウズベク人の文化・芸術の発展に大きく寄与した代表的な傑出した創造的知識人の記念日のしかるべき祝賀、彼らの人生および活動の幅広い宣伝、その記憶の恒久化。

国内にある文化遺産の保存、修復、保全にかかわる包括的施策の実現。

目標77：ウズベキスタンの歴史の研究および宣伝のさらなる発展。

「科学としての歴史発展構想」の2030年までの実現。

目標78：国民映画芸術の発展。

愛国精神にもとづいた若者の教育を含む、社会における精神生活、文化・啓蒙活動における戦略的源泉としての映画芸術の形成。

市場原理にもとづく国による映画産業支援システムの改善、外国映画会社の国内誘致、合作映画制作の発展。

国内アニメーション産業の形成。

独立した経済部門としての映画産業の発展、現代的なハイテク物的・技術的基盤を有するインフラの構築。

効果的な人材育成システムの構築、映画分野における映像・技術スタッフの創作活動における技能の向上。

国民的シリーズ作品の制作に対する国家支援、アニメーション映画の制作への若手アニメーション作家およびアニメーターの幅広い登用。

映画分野における著作権保護の保障、映画配給システムの発展、世界映画市場への国産映画の進出。

VI. グローバルな諸問題に対して国益にもとづいたアプローチをとる

目標79：国民の健康および遺伝子プールに悪影響を及ぼす現有の環境問題の防止。

世界環境憲章の策定などの、国際舞台における環境分野でのイニシアチブの発動。

環境への影響の危険性が高い（第I類）施設の汚染源からの自動サンプリングシステムの導入。

環境汚染度評価機構の改善、環境モニタリング、環境汚染度予測、国家環境監督への継続的な情報提供、汚染源の状態と環境に対するその影響に対するモニタリングの実施。

国内で遂行される経済活動およびその他の活動の環境要件への適合判定のための国家環境鑑定の実施。

目標80：生態系および環境の保護、都市および地区の生態学的状況の改善、全国的プロジェクト「緑の地域」の実現。

全国的プロジェクト「緑の地域」の一環としての、毎年2億本以上の苗木の植樹。全国的プロジェクト「緑の地域」のイニシアチブに則った、国内10地区における空中生物学的モニタリングシステムの確立。

生活廃棄物の収集レベルの100%への引き上げ、その再処理率の現行の2%から2026年までの50%への引き上げ。

国内51カ所の自然陸水域（河川、小河川、天然湖）衛生保護区域と沿岸エリアの決定にかかわる作業の完了。

タシケント市の、あらゆる居住条件を備えた住民にとって快適で生態学的にクリーンなエリアへの変貌、同市の緑化率の30%への引き上げ。

干上がったアラル海湖底における緑地50万haの追加整備、および緑地総面積の2026年末までの250万ha、すなわち国土の78%への、拡大。

アラル海地域における、国際基金「緑の気候」および世界環境資金のプログラムにもとづいた、生物学的多様性の保護と気候変動・土壌侵食の防止を目的とした総額3億米ドル相当の複数プロジェクトの実現。

都市および地域の中心地区における人口5万～10万人ごとの「公共公園」の整備。

アラル海地域住民に対する社会的支援のさらなる強化。

目標81：森林面積の拡大。

国内諸地域における森林面積の拡大、森林ファンド用地の効果的利用。

山岳地域および山麓地域における森林ファンド植林区画の設置。

砂漠地区における植物の栽培、諸地域における保護林の造成。

灌漑地の浸食からの保護、および灌漑施設の砂の移動からの保護を目的とした保護森林植生の造成。

国有森林ファンド用地における森林利用および森林ファンドの拡大の規制。

森林保全・保護機構の抜本的な見直し。

目標82：過激思想およびテロリズムに対する効果的対策メカニズムの構築。

過激思想およびテロリズムに対抗するための、市民の権利および自由の確保を実現する効果的な国家政策の実現。

過激思想およびテロリズムを促す要因の防止を目的とした予防メカニズムの改善、社会・精神的気運の改善、異質な思想の影響の防止、および体系的作業の遂行による、当該思想の影響下にある者の問題の解決。

国民、特に若者における、テロリズムおよび過激思想のイデオロギーに対する堅固かつ持続的な免疫の形成。

過激思想およびテロリズム対策にかかわる国際的な法的基盤の改善、ならびに過激思想およびテロリズム対策分野における外国および地域機関、国際機関との協力にかかわる条約・法的基盤の拡大。

外交代表部、領事館、対外労働移民庁、ならびに長期的に外国に渡航し外国に居住する市民への対応に携わるその他の官庁の人材ポテンシャルおよび人的資源の強化。

過激思想、テロリズム、およびこれらへの資金提供への対策に関する外国および国際機関との間における情報および経験の交換。

過激思想およびテロリズム対策を目的とした事業に携わる国際機関および地域機関への積極的な参加。

共同行動計画の一環としての、中央アジアにおける国連グローバル・テロ対策戦略の実現にかかわる強力な調整。

中央アジアにおける過激思想およびテロリズム対策にかかわる共同作業の一環としての情報交換および協力発展を促す国際イニシアチブの実現におけるウズベキスタンの役割の拡大。

アフガニスタンにおける平和と調和の確保に対する国際社会および地域機関の注意喚起業務のためのイニ

シアチブの加速、過激思想およびテロリズムへの抵抗を含む地域協力プロセスへのアフガニスタンの招き入れ。

目標83：国家公務における誠実性基準の導入。

国家公務員の所得・資産申告制度の段階的導入。

国家公務における利益相反防止の効果的メカニズムの構築、公開性の確保、汚職防止活動への社会の参加の拡大。

目標84：汚職が発生している分野および部門の特定、汚職要因防止システムの効率の向上、汚職を許容しない社会的空気の醸成。

人工知能などの現代的な情報技術の汚職対策への導入。

汚職対策における市民団体との協力の確立、社会的監督の実現に対する支援。

汚職対策の実践における体系的予防措置の強化。

汚職対策に関する国民および国家公務員の知識を持続的に向上させるシステムの導入。

「汚職のない立法」の原則にもとづいた法規文書立案の保障。

目標85：国内における新たな雇用の創出、国民の所得の向上およびこれによる貧困の2026年末までの半減。

貧困削減国家プログラムの立案および実現。

法の域外で働いている250万人の労働者に合法的雇用を提供することにより彼らが社会保障および特典を十分に利用できるようにする。

女性の失業率の半減、無職の女性および少女70万人超に対する国費による職業教育。無職女性の起業活動への参入促進・個人事業の確立のための総合的施策の実施。

国家社会支援・サービスの提供の際の、地方レベルでの（「マハリャバイ」原則にもとづく）社会保障業務実施制度の確立。

貧困カテゴリーに分類される家庭・女性・若者の、地域別、都市別、地区別による統一電子登録システムの構築、貧困回帰リスクの防止。単純手作業の発展。

社会的助成金給付基準を満たす社会支援プログラムの生活困窮層全体の85%以上への適用。社会的保護を必要とする家庭、国民層、ならびに一時的に困難な状況に陥っている市民に対する、国による直接的な社会支援の提供。

目標86：組織立てられた安全かつ合法的な労働移民の実施、ならびに効果的な移民政策の実施。

違法な国外労働移民・人身売買対策分野における国際協力のさらなる発展。

外国への労働移住前における市民に対する職業教育および外国語教育、当該市民の職能に関する国際証明書の交付にかかわる施策の体系的かつ迅速な導入。

労働移民に対する財政的・社会的支援実務、当該移民の生命保険・健康保険の拡充。

帰国した労働移民の再統合（当該の者の雇用確保、職能向上、起業イニシアチブの支援を含む）。

外国での就労を希望する市民30万人以上に対する職業教育および外国語教育。組織立てられた安全な労働移民への市民40万人の送付、外国で就労する市民の権利の確保を目的とした的を絞った支援。

プロジェクト「自己の将来への投資」の効果的な実現。

目標87：社会基金「ヴァタンドシラル（同胞）」による、国外在住の同胞との恒常的かつ効果的な相互関係の確立。

国外在住の同胞の、ウズベキスタン領内における起業、投資、学術、啓蒙、文化活動への積極的な招致。

国外在住の同胞と彼らが設立した社会団体に対する支援。我が国の豊富な学術的、文化的、精神的遺産の幅広い宣伝および普及、同胞による文化・啓蒙活動の企画に対する支援。

国外在住の同胞との間における協力の確立・実施に関する諸問題の体系的分析の実施、同問題の解決にかかわる具体的な提言の立案。

外国におけるウズベクの言語、文化、伝統の保存と発展を目的とした活動に対する支援、我が国の豊富な学術的、文化的、精神的遺産の幅広い宣伝および普及。

国外在住の同胞のポテンシャルをウズベキスタンの発展とその支援へと誘うための施策の採択。

目標88：パンデミック対策活動の効率の向上。

パンデミックおよびこれに類似するプロセスの早期予防体制、状況の全面的かつ緻密な分析、当該プロセスに関連して想定される脅威およびリスクの事前予測、これらの解決を目的とした具体的な計画・措置の立案にかかわるシステムの構築。

疾患克服のためのあらゆる国および国際機関との協力の強化。

病人の治療を目的とした遠隔治療による対話の拡大、国際的な実践および勧告の積極的な利用。

コロナウイルス再流行の予防、経済および人々の生活に対するそのネガティブな影響の最大限の抑制、国民の死活的ニーズの充足、価格上昇の防止、困窮家庭への支援にかかわる活動の継続。

VII. 国の安全保障および防衛力を強化し、開放的、プラグマティックかつ積極的な外交政策を展開する

目標89：情報の取得および拡散にかかわる自由に対する市民の権利のさらなる強化。

情報分野を規制する統一的かつ体系的な法規文書の草案の立案。

市民による情報通信ツール利用文化の向上。

個人情報および機密情報のインターネット上での公開による不可侵権侵害の防止。

サイバー犯罪予防体制の構築。

目標90：防衛力のさらなる強化、軍の戦闘態勢、戦闘能力、ポテンシャルの強化。

軍の日常的活動、軍事キャンプの建設、そのインフラの改善、若者に対する軍事・愛国精神教育への、全権力機関指導者の積極的参加の確保。

兵役を終えた若者が抱える社会的問題の解決、その就労斡旋への特段の注力、国のあらゆる官庁・機関・企業向けの成熟した人材の養成機関としての軍の機能の達成。

我が国の軍事的安全保障および防衛力の強化にかかわる法令の改善。

軍の統一的自動管理システムの構築、デジタル化のさらなる改善。

軍における統一情報通信システムの構築、情報安全保障。

戦闘態勢・戦闘訓練システム、ならびに国防省における軍の訓練の物的・技術的基盤のさらなる改善。

市民の兵役服務規程のさらなる改善。

高等軍事教育機関への入学志望者選抜システムのさらなる改善。

国防省における軍上級職のための人材プール形成システムの発展。

国防省のシステムにおける紋章研究の効果的な確立。

軍における最新鋭の武器、軍事機器、特殊機器の装備。

目標91：軍人とその家族に対する社会保障の全面的強化。

軍人に対する社会的支援、および医療提供品質のさらなる向上。

軍における精神的・心理的支援および軍事心理学者制度のさらなる改善、および軍人の士気の向上にかかわる施策の決定。

若者に対する軍事・愛国精神教育にかかわる施策のさらなる継続。

国防省の軍事部隊および軍事機関の指導的専門家による、女性および軍人の家族への対応業務効率の向上。

目標92：非常事態の予防および防止にかかわる効果的なシステムの構築。

非常事態の予防および防止分野に関する法令の改善。

INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ）の基準を基盤とした、非常事態省共和国特別救助センターの訓練の実施。

非常事態省航空局の設置。

国内観光地における非常事態予防・迅速防止措置の体系化。

国民に対する非常事態通知システムの近代化。

専門家・ボランティアから成る火災救助部隊による国内遠隔地のカバー率の向上。

防火・消火機器生産への民間セクターの誘致。

森林火災防止策の効率の向上。

目標93：国際関係における対等な主体としての我が国の役割の向上。

パートナー諸国との間、ならびに国際機関の枠組みにおける、地域的・世界的問題に関する均衡のとれた恒常的な対話の実施、パートナー諸国との二国間会談および多国間会談の実施、ならびに政治的・経済的・文化的分野における様々なレベルでの協議の実施。

先進諸国との間における広範な協力の戦略レベルへの引き上げ、ならびに当該諸国との間におけるパートナーシップ関係および協力関係の拡大に関する合意の達成。

地域的・世界的問題に関する大規模イベント（国際機関の枠組みや外国パートナーとの二国間協力レベルでのパートナーシップにもとづく会議、フォーラム、セミナー、円卓会議）におけるウズベキスタンの立場ならびに世界的意義を有するイニシアチブの推進。

目標94：安全保障、貿易・経済、水利、エネルギー、輸送、文化・人道の分野における中央アジアの緊密な協力の、高度なレベルへの引き上げ。

トップレベルでのあらゆる対話形式および中央アジア諸国との二国間協力にもとづいた会議（政府間委員会、政治的協議、議会間協力委員会等）の開催。

中央アジア国家元首による年次協議会の定期的な開催、および同協議会への積極的な参加。

中央アジア地域協力戦略の立案作業の準備。

地域機関の枠組みにおけるウズベキスタンの国益の積極的な推進。

ウズベキスタンの国境検問所の改修および拡張による、同検問所の通過能力の向上。

エコロジー、環境汚染防止、自然保護の分野における中央アジアの協力体制の新たな段階への引き上げ。

ウズベキスタンおよび中央アジア諸国の博物館・アーカイブに関する協力の拡大、二国の歴史と文化を示すカタログの共同出版。

新たな現実と疫学的要件を考慮したうえでの、観光分野における調整のとれた施策の採択。

中央アジア諸国におけるウズベキスタン国営テレビ・ラジオ局の特派員事務所の開設。

欧州諸国およびEUの諸機関とウズベキスタンとの間における、貿易・経済、水利、エネルギー、輸送、文化・人道の分野における関係発展を目的とした協力形態の支援。

目標95：我が国の伝統的パートナーとの間における関係のさらなる発展、我が国の外交関係の地理的拡大の重視、経済外交の強化。

首脳レベルでの訪問による欧州諸国との相互関係のさらなる拡大。

外国におけるウズベキスタン共和国の外交代表部の物的・技術的基盤の強化、外国における我が国の新たな外交代表部の開設。

国益の推進と保護における経済外交の効果向上と活性化。

アジア太平洋地域における伝統的かつ戦略的パートナー諸国（中国、韓国、日本）との協力の拡大。

アジア太平洋地域諸国の有望な市場への輸出货量および輸出品目の拡大。

米国、カナダ、およびその他のアメリカ大陸諸国との戦略的および全面的な協力の拡大。

投資、輸出、先端技術分野における米国の実業界との協力の強化。

南アジア、中近東、アフリカにおけるパートナー諸国（サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、パキスタン、インド、イラン）との既存の関係のさらなる拡大。

政治、貿易・経済、文化・人道の分野におけるアラブ諸国（UAE、サウジアラビア、クウェート、カタール、エジプト）との協力の加速。

アフガニスタンとの多面的関係の発展と、同国の社会・経済的復興の支援。

南アジア、中近東、アフリカ諸国の有望な市場への輸出货量および輸出品目の拡大。

CIS諸国内の伝統的かつ戦略的パートナー諸国との二国間協力および多国間協力の拡大。

CIS諸国の有望な市場への輸出货量および輸出品目の拡大。

目標96：国連の機関および機構、世界的・地域的な経済機関、金融機関、人道機関におけるウズベキスタンの活動の強化。

国連の機構を介した、国際社会におけるウズベキスタンのプレゼンスの拡大。

国連の枠組みにおけるウズベキスタン指導部のイニシアチブの実現。

国連およびその機関との間における金融・経済面およびコンサルティング面での協力の発展。

国連およびその専門機関との間における文化・人道面での協力の加速。

国連およびその専門機関の枠組みの中で行われる政治・外交施策、プロパガンダ・説明活動の規模の拡大。

国連のイニシアチブ「人権のための行動呼びかけ」の推進を目的とした、あらゆるパートナー諸国との間における緊密な協力の継続。

目標97：世界貿易機関（WTO）への加盟、ユーラシア経済連合との統合プロセスの深化。

WTO加盟国との交渉の実施。

WTOおよび多国間貿易システムの分野におけるウズベキスタンの専門人員のポテンシャルの向上。

技術規制、衛生・植物衛生措置、知的財産保護の分野におけるWTO協定の要件への国内法令の整合化にかかわるしかるべき提言の立案。

ウズベキスタンのWTO加盟が冶金、繊維、食品工業、自動車製造業に与える影響の研究。

ウズベキスタンのWTO加盟が国民経済に与える影響の研究。

WTOの規則に則った非関税的手法による国内市場保護システムの開発。

WTOの規則に則った輸出支援・助成措置の立案。

ユーラシア経済連合の経験にもとづくユーラシア経済連合市場への効果的な進出に必要な技術規制および標準化に関する国内政策のさらなる改善。

ユーラシア経済連合の条約の緻密な分析の実施、およびしかるべき提言の立案。

国内政策に優先されるユーラシア経済連合の貿易政策、ならびに第三国との協定の研究。

目標98：我が国のイメージの向上を目的とした情報の、国際社会への発信効果の向上。

情報通信社「ドゥニョ」の活動発展・支援策の実施。

世界の主要な情報通信社との協力のさらなる加速。

国際舞台におけるウズベキスタンのイメージのプロモーションにかかわる総合的施策の策定および実現、国内における改革の進捗、社会の民主主義的刷新に関する客観的情報の発信の効果的な継続。

ウズベクの言語、文化、民族的伝統の諸外国における幅広い普及を使命とするアリーシール＝ナヴァーイー国際研究所の構築、人道関係の強化。

外国における広範な情報キャンペーンの実施、特に外国の権威あるマスメディアへのウズベキスタン関連資料の掲載を目的とした、ウズベキスタン共和国の主な外交代表部への資金の割当て。

欧州諸国の政治・外交、貿易・経済、ビジネス、文化・人道、分析に携わる集団の代表者たちとの定期的な対話の実施、彼らに対する、ウズベキスタン国内の大規模改革に関する客観的情報の周知。

「ウズベキスタン文化デー」、円卓会議、展示会などの、特定目的に即した宣伝イベントの外国での実施。

外国におけるウズベキスタンの活躍に対する支援・促進を目的とした同胞のリソースの誘致。

国際メディア空間におけるウズベキスタン国内の改革の客観的な報道を目的とした協力強化に関する施策の実現。

我が国および外国のマスメディアとの協力、当該分野に存在する問題の調査と解消、展望の見極めを目的とした好適なメディア空間の構築。

国際情報市場への進出にかかわるシステム、手段、チャンネルの共同開発、ウズベキスタンに対するポジティブなイメージのプロモーション、国際舞台におけるPRパートナープロジェクトの実現を目的とした、外国の主要マスメディアとの連携の確立と発展。

目標99：対外政治活動および対外経済活動にかかわる法規的基盤、ならびに国際協力にかかわる条約・法的基盤の改善。

南アジア、中近東、アフリカ諸国（サウジアラビア、UAE、クウェート、カタール、インド、イラン）との経済的、文化・人道的協力にかかわる法的基盤の改善。

CIS域内およびアメリカ大陸の経済的先進諸国との経済的、文化・人道的協力にかかわる法的基盤の改善。

ウズベキスタン共和国の対外政治活動を規制する現代的なメカニズムの導入。

現代的要件に立脚した外交活動の見直し。

ウズベキスタン共和国の国際条約に関連する諸関係に対する規制システムの改善。

ウズベキスタン共和国と外国諸国および国際機関との二国間協力および多国間協力の条約・法的基盤の強化にかかわる提言の立案とその実現の調整。

ウズベキスタン共和国の国際条約の統一的な登録、目録作成、履行状況モニタリングにかかわる電子データベースの開発。

目標100：ウズベキスタン共和国の在外外交代表部および在外領事館による国外在住ウズベキスタン人に対するサービス提供システムの改善。

在外ウズベキスタン人および外国市民に対する領事サービスの提供にかかわる外務省の業務への現代的情報通信技術の幅広い導入。

ウズベキスタン共和国の在外外交代表部および在外領事館が提供するサービスのカバー率の向上。

2022年から2026年にかけての新しいウズベキスタンの発展戦略の
実施に関する
共和国委員会の構成

アリポフ A.N.	－ ウズベキスタン共和国首相 共和国委員会議長
ニゾミッディノフ Z.Sh.	－ ウズベキスタン共和国大統領府長官 共和国委員会共同議長
ナルバエヴァ T.K.	－ ウズベキスタン共和国オリー・マジリス上院議長
イスモイロフ N.M.	－ ウズベキスタン共和国オリー・マジリス立法院議長
アジゾフ A.A.	－ ウズベキスタン共和国国家保安庁長官
カミロフ K.F.	－ ウズベキスタン共和国最高裁判所長官
ユルドシェフ N.T.	－ ウズベキスタン共和国検事総長
サイドフ A.Kh.	－ ウズベキスタン共和国国立人権センター所長
アサドフ Sh.I.	－ ウズベキスタン共和国大統領府副長官－報道官
マフムドフ V.V.	－ ウズベキスタン共和国大統領府大統領附属安全保障会議書記
グリャモフ R.A.	－ ウズベキスタン共和国大統領顧問
アブドゥヴァヒトフ A.A.	－ ウズベキスタン共和国大統領顧問
ミノヴァロフ Sh.Sh.	－ ウズベキスタン共和国大統領顧問
フダイベルゲノフ T.A.	－ ウズベキスタン共和国大統領顧問
イスラモフ B.D.	－ ウズベキスタン共和国大統領顧問
マヴロノフ B.M.	－ ウズベキスタン共和国大統領府法務審査・総合分析局局长
クランバエフ K.K.	－ ウズベキスタン共和国大統領第一副顧問
ラマトフ A.Zh.	－ ウズベキスタン共和国第一副首相
クチカロフ Zh.A.	－ ウズベキスタン共和国副首相
ウムルザコフ S.U.	－ ウズベキスタン共和国副首相
ガニエフ Sh.M.	－ ウズベキスタン共和国副首相
アブドゥハキモフ A.A.	－ ウズベキスタン共和国副首相
ハイリッディノフ M.A.	－ ウズベキスタン共和国首相顧問

アブドゥコディオフ R.V.	－ ウズベキスタン共和国内閣官房長官
右記役職者	－ カラカルパクスタン共和国最高会議（ジョカルグイ・ケネス）議長、各州およびタシケント市のホキム（首長）
ホジャエフ A.O.	－ ウズベキスタン共和国大統領府附属情報・マスメディア庁長官
ハジャエフ A.D.	－ ウズベキスタン国営テレビ・ラジオ局局长
クドラトフジャ Sh.T.	－ ジャーナリスト・マスメディア大学学長、「国際プレスクラブ」会長
トゥリャコフ E.S.	－ 「発展戦略」センター所長
ベクムロドフ B.M.	－ 全国運動「ユクサリシ」代表
トイチェフ N.D.	－ ウズベキスタン共和国内閣官房副長官、共和国委員会書記

備考：共和国委員会メンバーが異動する場合には、当該の職に新たに任命された者をメンバーに加えるものとする

2022年から2026年にかけての新しいウズベキスタンの発展戦略の実施に関する
共和国委員会作業部会の構成

カラランダロフ D.N.	－ ウズベキスタン共和国内閣事務局長、 <i>作業部会主査</i>
アッボスホノフ T.Kh.	－ ウズベキスタン共和国大統領府担当官
エルガシエフ M.A.	－ ウズベキスタン共和国大統領附属安全保障会議官房担当官
ホジャニヤゾフ A.Dzh.	－ ウズベキスタン共和国オリー・マジリス上院事務局長
ラジャボフ B.G.	－ ウズベキスタン共和国オリー・マジリス立法院事務局長
ユルダシエフ Zh.I.	－ ウズベキスタン共和国最高裁判所事務局長
マフムドフ A.A.	－ ウズベキスタン共和国最高検察庁事務局長
ペコシ O.A.	－ 情報技術・通信開発省第一副大臣
イクラモフ A.A.	－ 国家統計委員会副議長
イノヤトフ A.Sh.	－ 保健副大臣
カリモフ A.N.	－ 法務副大臣
アブルエフ Zh.I.	－ 財務副大臣
ジャリロフ A.A.	－ 経済発展・貧困削減省局長
ヤクボフ M.T.	－ 内閣事務局副局長、 <i>作業部会書記長</i>

備考：共和国委員会作業部会のメンバーが異動する場合には、当該の職に新たに任命された者をメンバーに加えるものとする